



# 「申合せ」のポイント

教育・訓練の充実策の焦点を「現場作業所」と「教育・訓練施設」に絞って検討しています。

教育・訓練の実施には様々な方法、場所が存在し、それらが総合的に作用して初めて大きな効果が生まれます。このため教育・訓練の「場」を主体とした技能教育訓練体系を図Ⅰのとおり整理し、その中で、特に「現場作業所」と「教育訓練施設」における教育を車の両輪としてとらえ、それぞれにおける教育・訓練の充実策について申し合わせています。

「現場作業所」における教育・訓練について

現場作業所における教育を図Ⅱのようなイメージでとらえ、更にその具体化を図るため「土木」「編体」「仕上げ」「設備」の4職種を例にとり「現場作業所における教育・訓練体系」を作成し、そこにおける総合工事業者と専門工事業者の役割の明確化を図っています。また、教育・訓練体系の作成過程においては、複合的な技能労働者の生涯像について、図Ⅲのとおり一応の整理を行っています。

「教育・訓練施設」における教育・訓練について

次の2項目を中心にその充実を図ることとし、その過程における総合工事業者と専門工事業者の役割の明確化を図っています。

- ①団体又は企業共同による認定職業訓練校の拡充
- ②既存の公共、認定職業訓練校の活用

推進体制の整備

「申合せ」をより実行性のあるものとするため、その推進体制について言及しています。  
(図Ⅳ参照)